

# (韓国) 出入国管理法

[施行 2009. 6. 20] [法律第 9140 号、2008. 12. 19 一部改定]

## 【用語の解説】

(韓国) (日本)

・滞留……在留

・発給……発行

・就業……就労

・出席……出頭

・検査……搜索

・尋問……取調

・法院……裁判所

## 第 2 章 国民の出入国

第 3 条 (国民の出国) ①国民が大韓民国から大韓民国外の地域に出国(以下"出国"という)しようとするときは、有効な旅券を所持して出国する出入国港において、出入国管理公務員の出国審査を受けなければならない。但し、やむを得ない事由により出入国港において出国することができないときは、管轄出入国管理事務所長(以下"事務所長"という。)又は管轄出入国管理事務所出張所長(以下"出張所長"という。)の許可を受けて出入国港以外の場所において出入国管理公務員の出国審査を受けた後、出国することができる。

### ② 削除

第 4 条 (出国の禁止) ①法務部長官は、次の各号の一に該当する国民に対しては、出国を禁止することができる。

1. 犯罪の捜査のためにその出国が不相当であると認められる者

2. 刑事裁判中の者

3. 懲役又は禁固刑の執行が終了していない者

4. 大統領令で定める金額以上の罰金又は追徴金を納めていない者

5. 大統領令で定める金額以上の国税・関税又は地方税を正当な事由なく、その納付期限まで納めなていない者

6. その他第 1 号から第 5 号に準ずる者として、大韓民国の利益や公共の安全又は経済秩序を害する恐れがあり、その出国が不相当と法務部令で定める者

②中央行政機関の長及び法務部長官が任命する関係機関の長は、その所管業務において前項の各号のいずれかに該当する者であると認められるときは、法務部長官に対し出国禁止を要請することができる。

③出入国管理公務員は、出国審査において第1項の規定により出国が禁止された者を出国させてはならない。

④その他出国禁止手続に関する必要な事項は、大統領令で定める。

第4条の2(出国禁止期間の延長)①法務部長官は、出国禁止期間を超えて引き続き出国を禁止する必要があると認められる場合は、その期間を延長することができる。

②第4条第2項の規定により出国禁止を要請した機関の長は、出国禁止期間を超えて引き続き出国を禁止する必要があるときは、出国禁止期間が満了する3日前までに法務部長官に対し出国禁止期間の延長を要請しなければならない。

③その他出国禁止期間の延長手続に関する必要な事項は、大統領令で定める。

第4条の3(出国禁止の解除)①法務部長官は、出国禁止事由が消滅し又は出国を禁止する必要がないと認められるときは、直ちに出国禁止を解除しなければならない。

②第4条第2項の規定により出国禁止を要請した機関の長は、出国禁止事由が消滅したときは、直ちに法務部長官に対し出国禁止の解除を要請しなければならない。

③その他出国禁止の解除手続に関する必要な事項は、大統領令で定める。

第4条の4(出国禁止決定等の通知)①法務部長官は、第4条第1項の規定により出国を禁止、又は第4条の2第1項の規定により出国禁止期間を延長するときは、直ちに当事者にその事由及び期間等を明示して書面により通知しなければならない。

②法務部長官は、第4条の3第1項の規定により出国禁止を解除したときは、直ちにこれを当事者に通知しなければならない。

③法務部長官は、第1項の規定にかかわらず大韓民国の安全又は公共の利益に重大な危害を及ぼすおそれがある場合、又は犯罪捜査に重大な障害が生ずるおそれがあると認められる場合、及び出国が禁止された者の所在がわからない場合は、第1項の通知をしないことができる。

第4条の5(出国禁止決定等に対する異議申請)①第4条第1項の規定により出国の禁止又は第4条の2第1項の規定により出国禁止期間が延長された者は、出国禁止決定日又は出国禁止期間延長の通知を受けた日又はその事実を知った日から10日以内に法務部長官に対し、出国禁止決定又は出国禁止期間延長の決定に対する異議を申請することができる。

②法務部長官は、前項の規定による異議申請があったときは、その日から15日以内にその妥当性の可否を決定しなければならない。但し、やむを得ない事由がある場合には15日の範囲において1回に限りその期間を延長することができる。

③法務部長官は、第1項による異議申請に理由があると判断されるときは、直ちに出国禁止を解

除又は出国禁止期間の延長を撤回しなければならない。また、その異議申請に理由がないと判断されるときは、これを棄却し当事者にその事由を書面により通知しなければならない。

第5条(国民の旅券等の保管)①出入国管理公務員は、第4条第1項の規定により出国が禁止された者の旅券を回収し保管することができる。

②出入国管理公務員は、国民の偽造又は変造された旅券又は船員身分証明書を発見したときは、これを回収し保管することができる。

第6条(国民の入国)①国民が大韓民国以外の地域から大韓民国に入国(以下"入国"という)しようとするときは、有効な旅券を所持して入国する出入国港において出入国管理公務員の入国審査を受けなければならない。但し、やむを得ない事由により出入国港から入国することができないときは、事務所長又は出張所長の許可を受けて出入国港以外の場所において出入国管理公務員の入国審査を受けた後、入国することができる。

②出入国管理公務員は、国民が有効な旅券をなくし、又はその他の理由によりこれを持たずに入国しようとするときは、確認手続を経て入国させることができる。